

第2次かつらぎ町地域福祉計画 かつらぎ町地域福祉活動計画

2019年度～2023年度



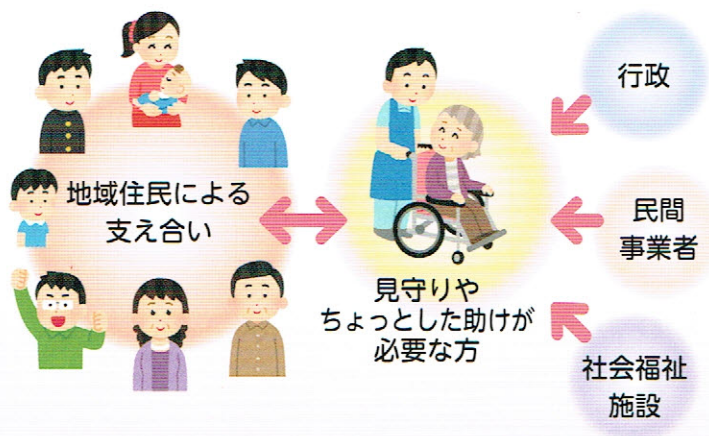
地域福祉について

これからのまちづくりは、すべての住民が、安心して地域の中で暮らせることが重要です。

そのため、様々な問題について、住民一人ひとりが自ら解決すること(自助)、地域やボランティアなどによる支え合い(互助・共助)、行政などのサポート(公助)の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。

自助、互助・共助、公助のつながりの中で、すべての住民が福祉の担い手となって、時には誰かを支え、また支えられながら助け合う仕組みづくりが地域福祉といえます。

地域福祉のイメージ



地域の皆さんが福祉の受け手であると同時に、担い手としても活躍!

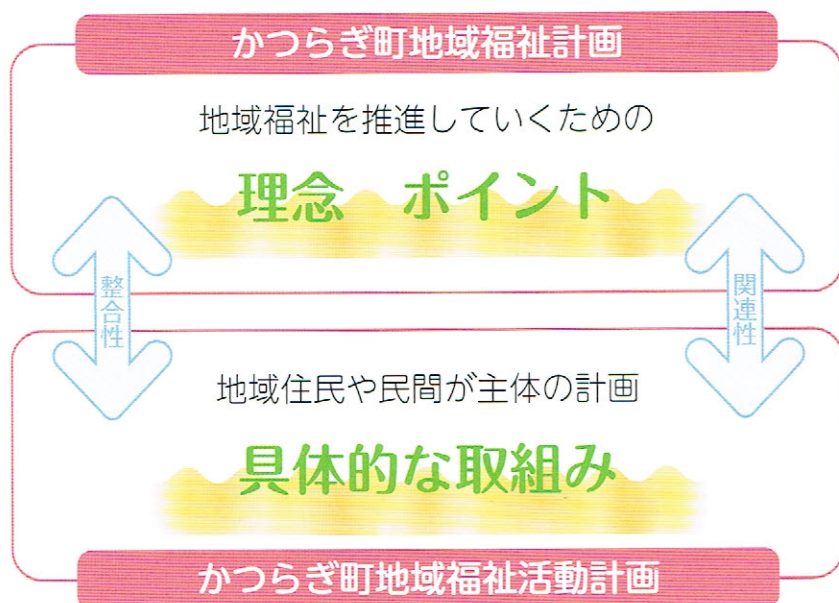
地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

行政が策定する地域福祉計画は、地域福祉を推進するための理念やポイントを掲げるための計画です。

一方、社会福祉協議会(社協)*が策定する地域福祉活動計画は、理念やポイントを具体的に進めていくための活動について記載した計画です。

これら2つの計画が並行して進められることによって、住民一人ひとりや地域が主体となった地域福祉が図られます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけ



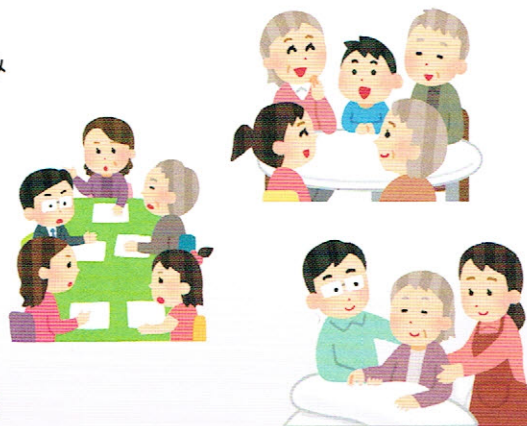
2つの計画が自動車の「車輪」のように並行して進んでいくと、スムーズに地域福祉が図られていきます。



地域福祉推進のために取り組むべきこと

高齢者の福祉をはじめ、障害(児)者、児童・子育て世帯・生活困窮世帯の福祉を総合的に取り組みます。

- 地域の支え合い・助け合い活動に参加できる仕組み
- 福祉の受け手が担い手にもなれる仕組み
- 誘い合って気軽に参加できるボランティア活動
- 保健・福祉サービスの相談窓口の充実
- わかりやすく福祉サービスの情報が届く仕組み
- 高齢期の健康づくり
- 自助・互助・共助、公助のバランスが取れた災害対策



※社会福祉協議会(社協): 営利を目的としない民間組織であり、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもとで、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動など地域福祉の推進に取り組んでいます。

計画の体系

計画の体系に基づいて、地域福祉計画ではより総合的に、地域福祉活動計画ではより個別的に取り組みを進めていきます。

～ かつらぎ町地域福祉計画・かつらぎ町地域福祉活動計画 ～



地域福祉計画の基本理念

いきいきと活発でなかよく支え合いを モットーとした 文化と伝統のまち

地域福祉活動計画の基本理念

目配り 気配り 心配り 寄り添い見守る地域づくり

安心して暮らすための取り組み

- I. 問題を早期発見できる相談体制の充実
- II. 福祉サービスの情報提供体制の充実
- III. 福祉サービスを安心して受けられる環境整備

一人ひとりがつながるまち
福祉の担い手となるための取り組み

- I. 地域福祉への理解の促進
- II. 地域福祉の担い手の育成と支援
- III. ふれあい・交流の促進

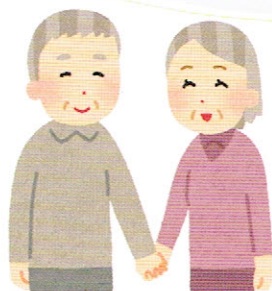
支え合い、助け合うまちとなる
ための取り組み

- I. 地域共生社会への取り組み
- II. 一人ひとりの権利を守るための取り組み
- III. 「健康寿命日本一」への取り組み
- IV. 災害時に備えた体制の強化

災害時に一人も
見逃さない地域となるための取り組み

- I. 災害時に備えた体制の強化
- II. 災害ボランティアセンター設置運営訓練
- III. 災害時の要配慮者支援

安心して暮らすための取り組み



すべての住民が安心して地域の中で暮らしていただけるように、福祉サービスが充実するといいな。私たちが自分に合ったサービスを選択することが大切だね。

I. 問題を早期発見できる相談体制の充実

住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●気軽に話し合える関係の構築 ●支援が必要な方の発見と専門機関や行政への相談 	など	
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●積極的な相談支援 ●地域包括支援センター*と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体の情報発信 ●行政との連携強化 	など
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●困りごとをいつでも気軽に相談できる窓口の開設 ●生活困窮世帯の早期発見・早期対応 	など	
行政の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●相談に応じる職員の能力の向上 	など	

II. 福祉サービスの情報提供体制の充実

住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●「広報かつらぎ」や町のホームページ、地域の回覧などを用いた制度の理解 ●自分に必要な福祉サービスの確認 	など	
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の中での情報交換 ●回覧の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体のホームページや広報紙、パンフレットなどの内容の充実 	など
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●広報「福祉かつらぎ」の発行 ●目が不自由な方への情報提供 	など	
行政の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●「広報かつらぎ」の発行 ●町ホームページによる情報提供 	など	

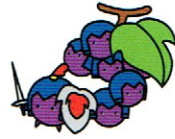
III. 福祉サービスを安心して受けられる環境整備

住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所での見守り ●隣近所で支援を必要としている方の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●専門機関の相談窓口の把握 ●地域の見守り活動への協力 	など
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する研修会などへの参加 ●住民と行政の情報や意見交換の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ケア会議*を通じた連携の強化 	など
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスを利用するための援助 ●判断能力が不十分な方への生活支援 	など	
行政の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援事業 ●地域包括ケア体制の構築 	など	

※地域包括支援センター：主に高齢者の方の介護、福祉、健康、医療などの課題に対して、かつらぎ町の専門スタッフが相談を受け、解決を支援する機関です。

※地域ケア会議：地域の中で支援を必要としている方を、地域の様々な主体・機関が連携して支える社会基盤の整備を進めていく場所です。

一人ひとりがつながるまち 福祉の担い手となるための取り組み



住民同士でもっと交流していきたいな。
地域福祉について学べる場があれば、
身近な地域福祉の担い手になれるね。

I. 地域福祉への理解の促進

住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動への積極的な参加 ●地域活動などを通じて、人と触れ合う機会をつくる 	など	
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の方のケア、子育ての不安、虐待など、身近な福祉課題の学習 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の中での福祉の話し合い 	など
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●地区懇談会の実施 ●認知症サポーター養成講座 	など	
行政の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●人権啓発活動の推進 ●懇談会・講演会の実施 	など	

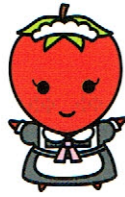
II. 地域福祉の担い手の育成と支援

住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●気軽な気持ちでのボランティア活動への参加 ●「広報かつらぎ」や関係団体の広報からの情報収集 	など	
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動に参加しやすい雰囲気づくり ●趣味の活動の場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な地域福祉活動について情報共有 ●健康づくりや防災への取り組み 	など
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中・高等学校での福祉教育 ●ボランティア活動のきっかけづくり 	など	
行政の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●町内の自治活動の支援 ●地域福祉の意義や目的の啓発 	など	

III. ふれあい・交流の促進

住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所の人と気軽な交流 ●趣味を通じた交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館を活用した交流活動の実施 ●文化伝統行事への参加 	など
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●かつらぎ町の良い点の発信 ●生きがいくくり・交流機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区や団体・組織を超えたイベントの共催 	など
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●世代や立場、障がいの有無などを越えた交流の機会を提供 ●若者の社会参加促進 	など	
行政の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあい・交流のためのイベント ●ひきこもる方への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●各地区での公民館事業 	など

支え合い、 助け合うまちとなるための取り組み



健康づくりや見守りなどを通じて、地域の中で助け合える社会にしていきたいな。そのために、お互いに多様性を認め合うことが大切だね。

I. 地域共生社会への取り組み

住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●年齢、障がいの有無など多様性を認め合う ●障がいのある方や高齢者が、地域の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿である、という考え方を正しく理解 など 	
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス利用促進のための助言 ●ハンディがある方の社会参加支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障がい者の方の見守り活動 など
行政の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●講演会などのイベントを通じて、心のバイアフリーの促進 ●高齢者等の移動手段について、方策を検討 など 	

II. 一人ひとりの権利を守るための取り組み

住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で暮らしている方への配慮 ●成年後見制度*の理解 など 	
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●支援が必要な方の早期発見 ●地域一丸となつての見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報の取扱いやプライバシーに注意 など
行政の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待や暴力の防止啓発 ●生活困窮者の自立支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の周知 など

III. 「健康寿命日本一」への取り組み

住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくりの意識 ●健康づくりサークル活動などへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●友人・知人との健康づくり ●認知症の理解 など
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での健康診断への参加 ●介護予防の知識の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康クラブの運営による、運動機会・生きがいづくり など
行政の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●老人クラブの活動に対する育成・補助 ●高齢者サロン事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケア体制の構築 など

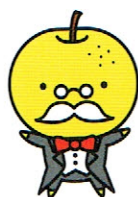
IV. 災害時に備えた体制の強化

住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●防災用品、避難場所・経路の確認 ●家族内での緊急の連絡先などの共有 	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所の避難行動要支援者* (要配慮者)の把握 など
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●継続的な自主防災組織の運営 ●防災教室やセミナーの開催検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報に注意した避難行動要支援者の情報共有 など
行政の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●防災訓練の実施 ●避難行動要支援者の個別計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災メールの配信 など

*成年後見制度：認知症などにより、判断能力が不十分な方が不利益を被らないように援助する人をつける制度です。

*避難行動要支援者：災害時などに、一人で避難することが難しい、もしくは避難に非常に時間がかかる方のことを指します。

災害時に一人も見逃さない地域となるための取り組み



災害に備えて、具体的にどうすればよいのかな。災害が起こったら、近所に住む一人暮らしの高齢者の方が心配だな。

I. 災害時に備えた体制の強化

住民の取り組み	●災害時にも活動できるボランティアへの取り組み	など
地域・関係団体の取り組み	●地域内での災害時のリーダーの育成 ●自主防災組織の運営	など
社協の取り組み	●災害ボランティアの確保 ●災害ボランティアリーダーの研修	など

II. 災害ボランティアセンター※設置運営訓練

住民の取り組み	●災害ボランティアセンターの把握	など
地域・関係団体の取り組み	●災害ボランティアセンターの運営スタッフとして参加	など
社協の取り組み	●県内市町村と役割を分担し、災害ボランティアセンター設置訓練を実施 ●かつらぎ町と連携した防災訓練の実施	など

III. 災害時の要配慮者支援

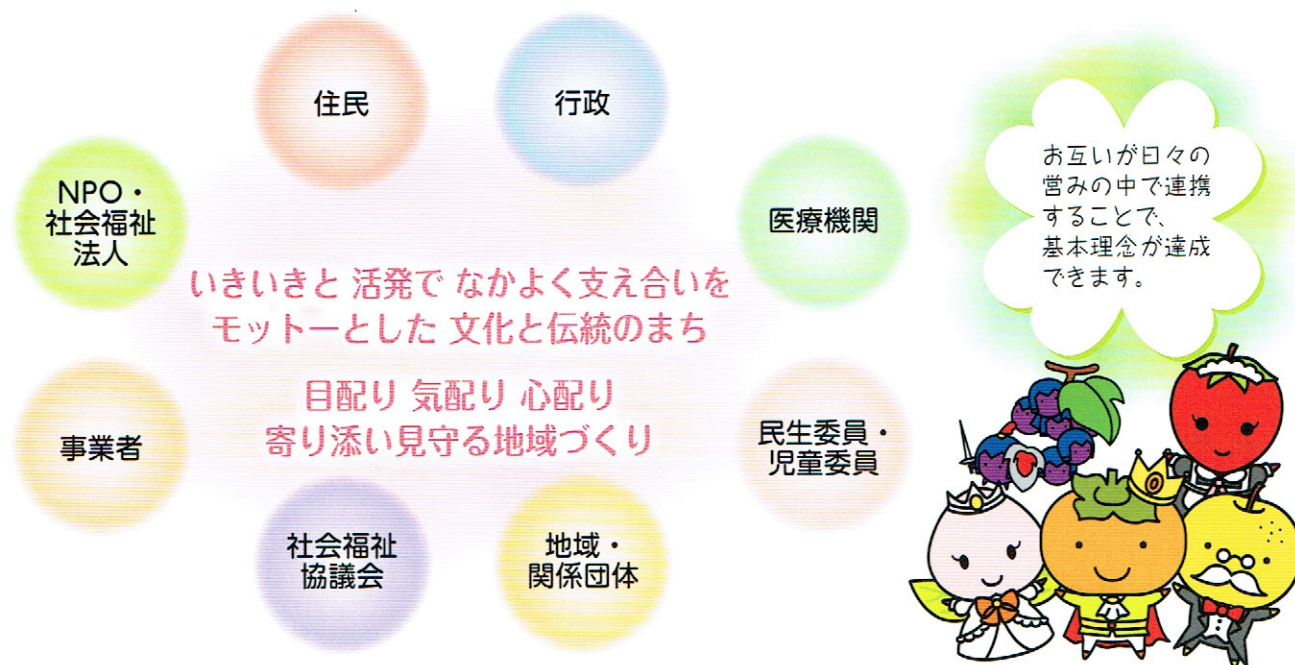
住民の取り組み	●隣近所の避難行動要支援者(要配慮者)の把握	など
地域・関係団体の取り組み	●地域で助け合って避難できるような関係づくり	など
社協の取り組み	●避難行動要支援者の方の居住地をまとめた災害福祉マップの作成・更新 ●寝たきり・認知症の高齢者や重度の障がい者の方の様子を把握 ●自主防災組織との連携や情報交換	など

※災害ボランティアセンター：災害時のボランティア活動を円滑に行うための拠点であり、ボランティアの受け入れや人材の調整・派遣を行います。



計画の推進に向けた各主体の協働

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。



主な主体の役割

住民

地域福祉の主役である住民が、地域福祉について知り、考え、ボランティア活動などに参加し、積極的に地域社会に参画します。

地域・関係団体※

地域での良好な関係づくりや話し合いの場を提供しながら、多様化・専門化する福祉ニーズに対応していきます。

行政

町内のすべての関係者と連携・協力を図り、町内のニーズに沿って、総合的に福祉施策を推進します。

社会福祉協議会

日々福祉施策を具体的に進めながら、住民、地域・関係団体、行政をつなぐコーディネーターの役割を担います。

※地域・関係団体：地域とは自治区や町内会などを指し、関係団体とは高齢者・障がい者福祉団体や、児童・母子福祉団体、自主防災組織連絡協議会、その他ボランティア団体を指します。

第2次かつらぎ町地域福祉計画・かつらぎ町地域福祉活動計画【概要版】 2019年3月

かつらぎ町 住民福祉課

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地

TEL:0736-22-0300

FAX:0736-22-6432

社会福祉法人 かつらぎ町社会福祉協議会

〒649-7121 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2338番地の2

TEL:0736-22-4311

FAX:0736-22-6898